

雑報

三月十五日

内藤技官

「昭和二十一年度農村人口収容力に関する調査」結果報告(一)

新潟縣 富山縣

研究所廳舎の移轉

人口問題研究所は昭和二十三年三月港区田町の旧廳舎から左記のところへ移轉した。

東京都港区田村町一の二日産館四階  
電話銀座67代表五一〇一五一一九番

研究報告会の開催

昭和二十三年第一四半期における定例研究報告会の報告題目及報告者名は次の如くである。

一月二十六日

林囑託

干拓農村(岡山縣興除村)における安定農家の所在について

館技官

二月二日

窪田技官

昭和二五——一〇〇年間の推計人口について

窪田技官

農村人口収容力調査出張報告

三國技官

二月二十三日

三國技官

三月八日

内藤技官

「昭和二十一年度農村人口収容力に関する調査」の結果報告(一)

戦時戦後における農家構成の変動

人口動態調査関係法規の改正並びに制定

今般人口動態調査令及び同施行細則が夫々次の如く改正せられ又これに伴い、人口動態調査票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報及び人口動態調査票添致目録作成手続が次の如く制定された。

人口動態調査令の改正(昭和二十三年一月二十四日)

人口動態調査令の一部を次のように改正する。

第二條第一項を次のように改める。

人口動態調査資料は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚につきその届出を受けた市町村長が作成する人口動態調査票及び保健所長が作成する人口動態統計月報とする。

第三條中「及び人口動態統計月報」を削り、同條に左の一項を加える。

保健所長は、人口動態調査票に基いて、厚生大臣の定めるところにより、人口動態統計月報を作成しなければならぬ。

第四條 厚生大臣は、人口動態調査票の用紙を市町村長に、人口動態統計月報の用紙を保健所長に交付しなればならぬ。

第五條中「及び人口動態統計月報」を削り、「毎月」を「遅滞なく」に改め、「市町村長は」の下に「保健所長に、保健所長は」を加え、同條に左の一項を加える。

人口動態統計月報は、これを毎月、保健所長は都道府縣知事に、都道府縣知事は厚生大臣に提出しなければならぬ。

厚生省官制の一部改正

今般國立公園部の設置に伴い厚生省官制の一部が昭和二十三年二月十四日附政令第三十八号を以て左の如く改正された。

厚生省官制中一部改正(昭和二十三年二月十四日)

第四條ノ二 公衆保健局ニ國立公園部ヲ置ク

國立公園部ニ於テハ國立公園ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條厚生事務官の部中

「專任四人」を

「專任五人」に

「專任三百十八人」に

「專任二千六百八十八人」に改める。

第十一條ノ二を第十一條ノ三とする。

第十一條ノ二 國立公園部長ハ一級ノ厚生事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條 厚生省ニ兒童福祉官ヲ置キ二級ノ厚生事務官又ハ厚生技官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ受ケ兒童

及妊産婦ノ保護、保健其ノ他福祉ニ關スル實地ノ指導監督ヲ掌ル

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則

この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを適用する。

人口動態調査令施行細則

(昭和二十三年二月二十四日  
厚生省令第六号)

第一章 人口動態調査票

第一條 市町村長は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出(死亡については官廳又は公署の報告を含む。以下同じ。)を受けたときは(他の市町村長が受理した届出を戸籍記載のため送付して来た場合を除く。)、これに基づき、厚生大臣の定める人口動態調査票及び添致目録作成手続により一事件ごとに出生票、死亡票、死産票、婚姻票及び離婚票の用紙を用いて、人口動態調査票二通を作成しなければならない。

棄兒については、一事件ごとに出生票の用紙を用いて、戸籍法第五十七條第二項の調査により、その就籍した地の市町村長が人口動態調査票二通を作成しなければならない。

失踪については、一事件ごとに死亡票の用紙を用いて、戸籍法第九十四條の届書及び戸籍簿により、本籍地の市町村長が人口動態調査票第二通を作成しなければならない。

司法事務局の許可を得て、死亡確認による除籍の手続をした場合においては、一事件ごとに死亡票の用紙を用い、関係書類により、本籍地の市町村長が人口動態調査票二通を作成しなければならない。

第一項の届出には、航海中の出生及び死亡について

て航海日誌の謄本による場合及び外國にある日本人がその國の方式に従つて作られた届出事件に関する証書の謄本による場合を含む。

第二條 市町村長は、その日に受理した届出については、人口動態調査票をその日のうちに作成し、その記入事項を検査し、誤りは直ちにこれを訂正しなければならない。

第三條 市町村長は、前條の手続を終えたときは、遅滞なくその人口動態調査票を保健所の所管区域によつて、当該保健所長に送付しなければならない。

前項の場合においては、市町村長は人口動態調査票送付票に必要な事項を記入して、これを送付しなければならない。

第四條 保健所長は、市町村長から人口動態調査票の送付を受けたときは、人口動態調査送付票の記入に照して、枚数を検査した後、さらに各票ごとに記入事項を検査し、訂正の必要があるときは、直ちに市町村長に通知してこれを訂正させなければならない。

第五條 保健所長は、人口動態調査票のうち一通を一市町村(一市町村の区域の一部が他の保健所の所管区域に属するときは、当該保健所の所管に属する区域、以下同じ。)ごとに次の各号によつて取りまとめなければならない。

一 毎月一日から十四日までに届出られた出生、死亡、死産、婚姻及離婚について作成された人口動態調査票の中から前月中に事実の発生した分を取り分けること。

二 毎月一日から末日まで前号以外の人口動態調査

票の一箇月分を取りまとめること。

三 前号の人口動態調査票の一箇月分と第一号の規定により取り分けられた人口動態調査票の翌日分(翌月一日から十四日までに届け出られた各調査票の中から本月中に事実の発生した分)とを取りまとめること。

四 前号の手続を終えたときは、出生票、死亡票、死産票、婚姻票及離婚票ごとに枚数を検査し、帯紙をもつて一括し、さらに各種の人口動態調査票の全部を一括すること。

前項第二号に規定する毎月一日から末日までの一箇月を人口動態調査票の調査月と称する。

第六條 保健所長は、前二條の手続を終えたときは、一市町村ごとに人口動態調査票保健所送致目録を作成して、人口動態調査票の括にこれを添付し人口動態調査票の調査月の翌月二十日までに都道府県知事に送付しなければならない。

第七條 都道府県知事は、保健所長から人口動態調査票の送付を受けたときは、その受付日時を記録し、人口動態調査票保健所送致目録に照して枚数を検査し、一市町村ごとに再び帯紙をもつて人口動態調査票を各種別一括し、さらに各種の調査票を一括して市町村括とし、人口動態調査票保健所送致目録は別に一括しなければならない。

第八條 都道府県知事は前條の手続を終えたときは、人口動態調査票府送致目録を作成し、これを人口動態調査票及び人口動態調査票保健所送致目録の括とともに人口動態調査票の調査月の翌月末日までに厚生大臣に送付しなければならない。

第二章 人口動態統計月報

第九條 保健所長は、市町村長から送付して來た人口動態調査票により、内地人の内地（戸籍法施行規則第六十一條に掲げる地域を除く。）における出生、死亡、死産婚姻及び離婚につき一市町村ごとに調査票の保健所受理の日附により一箇月分を集計して、人口動態統計月報を作成し翌月十日までに都道府縣知事に送付しなければならない。

前項において内地人の死産というのは、死産をした母が内地人である場合をいう。

第一項において内地人の婚姻又は離婚というのは、夫又は妻の双方又は一方が内地人である場合をいう。

第十條 保健所長は、人口動態統計月報を作成するための補助表として人口動態統計日計表を用い毎日各調査票の枚数をこれに計入し、毎月末日までの市町村別合計数を求め、これを人口動態統計月報の該當欄に記入しなければならない。

第十一條 都道府縣知事は保健所長から人口動態統計月報の送付を受けたときは、これを検査して記入洩れ、計算誤り等があればこれを当該保健所長に尋ねて訂正した上、報告した保健所名を記した送状を添えて人口動態統計月報の調査月の翌月二十日までに厚生大臣に送付しなければならない。

第三章 雜則

第十二條 出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報、人口動態調査票、保健所送致目録及び同府縣送致目録の様式は別表第一号様式乃至第九号様式による。

第十三條 市町村の廢置分合、境界変更又は名称変更があつた場合には、都道府縣知事は、厚生大臣にその旨を直ちに報告しなければならない。

第十四條 保健所長は、人口動態調査票の一通を保管し、これを保健所の運営資料として利用しなければならない。

第十五條 都道府縣知事、保健所長及び市町村長は、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報及び人口動態調査票送致目録の紛失汚損を防ぐため、その保管及び送付について十分注意しなければならない。

第十六條 離島その他の地域で交通不便のため所定期限までに人口動態調査票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報又は人口動態調査票送致目録の送付が困難なものについては、厚生大臣は地域を限つて別に期限を定めることができる。

第十七條 都道府縣知事は、天災事変その他避けることのない事由のため、所定の期限までに人口動態調査票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報又は人口動態調査票送致目録の全部又は一部を送付することが出来ない場合には厚生大臣にその旨を直ちに報告しなければならない。

第十八條 厚生大臣は、人口動態調査票、人口動態調査票送付票、人口動態統計月報又は人口動態調査票送致目録について照会を要する場合には直接保健所長及び市町村長と照復することができる。

第十九條 人口動態調査票及び人口動態統計月報の作成及び送付の正確を期するために、厚生事務官を現地に派し、相当区域内の都道府縣又は市町村若しくは保健所を巡回して当該事務の現地指導に当らせ

る。

第二十條 この省令では、市町村には東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市の区を、市町村長には東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区長を、又別表中市区町村として特に市町村と併せて掲げてある区は、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市という。

附則

第二十一條 この省令は昭和二十三年一月一日から、これを適用する。

第二十二條 この省令適用の際現に存する用紙に限り、第十二條の指定にかかわらず当分の間これを使用する事を妨げない。

役場符号	
保健所符号	

昭和 年 月 日 市町村受付  
 昭和 年 月 日 保健所受付

(生)		都道府縣	郡市	区町村	(生)		
(1)子の男女の別氏名及び嫡出子か否かの別	1 男 2 女	氏 名			1 嫡 出 子 2 嫡出でない子		
(2)出生の年月日	昭和 年 月 日	午前 午後	時	分			
(3)出生の場所	市区町村		出生まで母が引き続きその市区町村にいた期間		年 箇月	日	
	1 病院 2 診療所(その 3 妊産婦預り所(名称	4 自宅 5 其他					
(4)出生の当時の地 母の住居地	市区町村		出生まで引き続きその市区町村に住んでいた期間		年 箇月	日	
(5)同じ母の出産した児の数	この出産の時に生存する者(この出生児を含む)..... 人 出生後この出産の時までに死亡した者..... 人 計 妊娠六箇月以上の死産児..... 胎						
(6)出生に立ち会った者	1 医 師 2 助産婦 3 その他	氏 名					
(7)父母の出生地	父	都道府縣	外国の場合 はその國名	母	都道府縣	外国の場合 はその國名	
(8)父母の出生の年月日	父	年 月 日		母	年 月 日		
(9)出生当時の父母の職業	父			母			
(10)父母の結婚式の年月日	年 月 日						
(11)父母の婚姻届(離婚届をしないときは子の出生当時の本籍又は届籍)	父	都道府縣	外国の場合 はその國名	母	都道府縣	外国の場合 はその國名	
(12)妊娠月数及び母の氏名	箇月		母の氏名				
(13)多胎	1 二 胎	この 児	1 第一児 2 第二児 3 第三児				
	2 三 胎	他の 児	出 生	人内男 人女 人			
			死 産	胎内男 胎女 胎不詳 胎			
(14)出生時の母と児の健康状態(主要所見)	出生児側				出生児の 体重	瓦 匁	
	母 体 側				妊娠中の 血液検査	1 受けた 2 受けない	
(15)届出人の住所氏名	都道府縣	郡市	区町村	番地	氏 名		
備 考							
(生)							(生)

人口動態調査死亡票

役場符号	
保健所符号	

昭和 年 月 日 市町村受付  
 昭和 年 月 日 保健所受付

(死)	都道府縣	郡市	区町村	(死)
(1)本籍又は國籍	都道府縣		日本の國籍のない場合はその國名	
(2)男女の別及び氏名	1 男 2 女	氏名		
(3)死亡の年月日	昭和 年 月 日	午前 午後	時 分	
(4)死亡の場所	1 病院 2 診療所 (その名称) 3 妊産婦預り所	4 自宅 5 その他	死亡まで引き続きその市区町村にいた期間	年 箇月 日
(5)死亡当時の住所地	市区町村	引き続きその市区町村に住んでいた期間		年 箇月 日
(6)発病当時の住所地	市区町村			
(7)出生の年月日	年 月 日	出生後二十四時間内に死亡した場合はその生存時間	時 分	
(8)出生地 (9)満六歳未満の死亡者の身分	都道府縣	外國の場合はその國名	1 嫡出子嫡出でない子 (2 父の認知のある子 3 父の認知のない子)	
(10)配偶の關係	1 未婚 2 有配偶 3 死別 4 離別			
(11)生存配偶者の出生の年月日	年 月 日			
(12)死亡者の職業 (13)家計の主なる職業	死亡当時の職業	発病当時の職業	家計の主なる職業	
(14)死亡の種類	1 病死 2 外因死 (2 不慮の中毒死 3 災害死 4 自殺 5 他殺 6 その他)			
(15)死亡の原因	イ 直接原因		その継続期間	
	ロ (イ) の原因		その継続期間	
	ハ (ロ) の原因		その継続期間	
	ニ 合併症状その他身体状況 (死亡前三箇月間に及ぶ経歴を含む)		その継続期間	
	手術の主要所見		手術年月日	昭和 年 月 日
(16)外因死の追加事項	傷害発生の年月日	昭和 年 月 日	午前 午後	時 分
	傷害発生の場所	市区町村 1 住居 2 農耕地、職場 (3 工場 4 鉱山 5 事務所 6 その他) 公共の場所 (7 水上 8 その他)		
	外因死の手段又は種類	1 従業中 2 従業中でない時		
(17)届出入の住所氏名	都道府縣	郡市	区町村	番地 氏名
(18)送歸の住所氏名	都道府縣	郡市	区町村	番地 氏名
備考				

人口動態調査死産票

報  
報  
報

役場符号	
保健所符号	

昭和 年 月 日 市町村受付  
昭和 年 月 日 保健所受付

都道府県		郡市		区町村				
(1)男 女 の 別	1 男	2 女	3 不詳					
(2)死産の年月日	昭和	年	月	日	午前午後 時 分			
(3)妊 娠 月 数	箇 月							
(4)多 胎	1 二た兒	この兒	1 第一兒	2 第二兒	3 第三兒			
	2 三つ兒	他の兒	出生 死産	人 内男 胎内男	人 女 胎女 胎不詳 胎			
(5)出産発來の自然人工別	1 自然人工妊娠中絶 (2 機械的 3 薬剂的 4 兩者併用 5 その他)							
(6)死産の原因	胎兒側の原因				妊娠中の血液検査 1 受けた 2 受けない			
	母体側の原因							
	その他又は不詳							
(7)父母の出生年月日	父	年	月	日	母	年	月	日
(8)父 母 の 出 生 地	父	都道府県	外国の場合 はその國名		母	都道府県	外国の場合 はその國名	
(9)父母の婚姻前の本籍又は國籍(婚姻届をしないときはその死産当時)	父	都道府県	外国の場合 はその國名		母	都道府県	外国の場合 はその國名	
(10)父 母 の 職 業	父				母	(産業)		
(11)死産の場所	市区町村		死産まで母が引き続きその市区町村にいた期間		年	箇月	日	
	1 病院 2 診療所(その名称) 3 妊産婦預り所	4 自宅 5 その他						
(12)母の住所地	市区町村		死産まで引き続きその市区町村に住んでいた期間		年	箇月	日	
(13)死産兒の嫡否	1 嫡出		2 非嫡出					
(14)同じ母の出産した兒の出産数	この出産の時に現存する者.....		人胎計		} 合計			
	出生後この出産の時まで死亡した者.....		人胎計					
	妊娠六箇月以上の死産兒(この死産兒を含む).....		人胎計					
	妊娠三箇月までの流産死胎.....		人胎計					
(15)死産に立ち会つた者	1 医師	2 助産婦	3 その他	氏名				
(16)添付書類の区分	1 死産證書		2 死産立ち会證書		3 死胎検案書			
(17)届出入の住居氏名	都道府県	郡市	区町村	番地	氏名			
備 考								

役場符号	
保健所符号	

昭和 年 月 日 市区町村受付  
 昭和 年 月 日 保健所受付

(1)本籍又は国籍 夫 都道府縣 日本国籍の場合 妻 都道府縣 日本国籍の場合		都道府縣 市区町村			
		都道府縣 市区町村			
(2)氏名		夫		妻	
(3)出生の年月日		夫 年 月 日		妻 年 月 日	
(4)婚姻の種類別		1 夫の氏		2 妻の氏	
(5)結婚式の挙行地及び年月日		挙行地 市区町村		年月日 年 月 日	
(6)結婚式直前の住所地		夫 市区町村		引き続きその市区町村に住んでいた期間 年 箇月 日	
		妻 市区町村		年 箇月 日	
(7)婚姻関係		1 初婚 再婚 (2 死別 3 離別) 4 婚姻の無効又は取消			
		夫 直前の婚姻の解消の年月日		年 月 日	
		前婚解消の度数		死別 回 離別 回 婚姻の無効又は取消 回	
		1 初婚 再婚 (2 死別 3 離別) 4 婚姻の無効又は取消			
		妻 直前の婚姻の解消の年月日		年 月 日	
		前婚解消の度数		死別 回 離別 回 婚姻の無効又は取消 回	
(8)結婚式直前の職業		夫		妻	
(9)出生地		夫 都道府縣 外国の場合はその國名		妻 都道府縣 外国の場合はその國名	
(10)教育程度		夫 1 未就学 2 小学校中途退学 3 小学校卒業 4 中等学校卒業 5 高等専門学校卒業 6 大学卒業			
		妻 1 未就学 2 小学校中途退学 3 小学校卒業 4 中等学校卒業 5 高等専門学校卒業			
(11)父母の出生地		夫の父 都道府縣 外国の場合はその國名		夫の母 都道府縣 外国の場合はその國名	
		妻の父 都道府縣 外国の場合はその國名		妻の母 都道府縣 外国の場合はその國名	
備考					

役場符号	
保健所符号	

昭和 年 月 日 市町村受付  
 昭和 年 月 日 保健所受付

雑報

離

離

		都道府縣		郡市		区町村		
(1)氏名	夫					妻		
(2)出生の年月日	夫	年	月	日	妻	年	月	日
(3)離婚の種別	1 協議離婚 2 調停離婚 3 審判離婚 4 判決離婚							
(4)離婚当時の居住地	夫	市区町村		引き続きその市区町村に住んでいた期間	年	箇月	日	
	妻	市区町村			年	箇月	日	
(5)職業	夫					妻		
(6)教育程度	夫	1 未就学 2 小学校中途退学 3 小学校卒業 4 中等学校卒業 5 高等専門学校卒業 6 大学卒業						
	妻	1 未就学 2 小学校中途退学 3 小学校卒業 4 中等学校卒業 5 高等専門学校卒業 6 大学卒業						
(7)出生地	夫	都道府縣	外国の場合はその國名	妻	都道府縣	外国の場合はその國名		
(8)結婚式の挙行地及び年月日	挙行地	市区町村		年月日	年 月 日			
(9)婚姻届出の年月	年 月							
(10)婚姻届出当時の本籍又は國籍	夫	都道府縣	日本の國籍のない場合はその國名	妻	都道府縣	日本の國籍のない場合はその國名		
(11)同居を止めた年月日及び離婚回数(この欄は含む)	年月日	年	月	日	夫	回	妻	回
(12)夫婦間に生れた子の数	総数 人内 離婚当時生存する満十八歳未満の子 人							
(13)調停又は裁判を請求した年月日及びその請求	年月日	年	月	日	1 夫	2 妻		
(14)離婚の年月日	協議離婚受理の年月日	年	月	日	調停又は裁判確定の年月日	年	月	日
(15)協議離婚届出の場所以及調停又は裁判確定の場所	協議離婚届出の場所		市区町村	調停又は裁判確定の場所		市区町村		
(16)判決による離婚の理由(民法第七百七十條第一項各号)	1 第一号 2 第二号 3 第三号 4 第四号 5 第五号							
備考								

離

離



第六号様式

人口動態調査票送付票

役場符号	
------	--

都道 郡市 区町村  
府縣 市 町

	調査票枚数	備考
出生票	枚	
死亡票		
死産票		
婚姻票		
離婚票		

昭和 年 月 日

人口問題研究 第六卷 第一号

備考 該当事項のないときは枚数欄に「なし」と記入すること。

第七号様式

人口動態統計月報

昭和 年 月 日作成

都道 郡市 区町村  
府縣 市 町

保健所 國

保健所名	市町村名
保健所	都道 郡市 区町村 府縣 市 町

出生児数 (昭和 年 月分)			
総数	男	女	
人	人	人	

保健所名	市町村名
保健所	都道 郡市 区町村 府縣 市 町

死産胎数 (昭和 年 月分)			
総数	男	女	不詳
胎	胎	胎	胎

保健所名	市町村名
保健所	都道 郡市 区町村 府縣 市 町

死亡者数 (昭和 年 月分)			
年齢別	総数	男	女
満一歳未満	人	人	人
その他			
計			

保健所名	市町村名
保健所	都道 郡市 区町村 府縣 市 町

婚姻・離婚件数 (昭和 年 月分)	
婚姻件数	離婚件数
件	件





人口動態調査票、人口動態調査票送付  
票、人口動態統計月報及び人口動態調  
査票送致目録作成手続

(昭和二十三年三月十日  
厚生省訓令第五号)

第一章 総則

第一條 人口動態調査事務関係者は、その職責に鑑み、十分なる訓練と絶えざる努力とにより、事務の運営に遺憾なきを期し、特に人口動態調査資料である調査票及び人口動態統計月報の作成に当つては、関係諸法規及び手続等に精通するとともに、綿密周到なる注意をもつてその完璧を圖らなければならぬ。

第二章 人口動態調査票

第一節 一般の作成心得

第二條 市町村長は、人口動態調査票(以下調査票という。)の上部欄外「役場符号」の箇所に、厚生大臣の指定した当該市町村の番号を調査票作成の際記入しなければならぬ。

第三條 保健所長は、調査票の上部欄外「保健所符号」の箇所に、厚生大臣の指定した当該保健所の番号を調査票検査の際記入しなければならぬ。

第四條 市町村の隣置分合若しくは境界変更により、新たに市町村が創設され若しくはその区域に変更があつた場合には、都道府県知事は、直ちにその市町村のために、役場符号の指定を厚生大臣に申請しなければならぬ。

新たに保健所が創設された場合には、都道府県知事は、直ちにその保健所のために、保健所符号の指

定を厚生大臣に申請しなければならない。但し、この申請は、保健所法施行令をもつて指定する市にあつては、市長が当該都道府県知事を經由してなされなければならない。

第五條 調査票の上部欄外「昭和 年 月 日市町村受付」及び「昭和 年 月 日保健所受付」の箇所に、市町村又は保健所が届書を受理した年月日を記入しなければならない。

第六條 調査票の最上欄「都道府県市町村」には、その事件の発生した市区町村名を記入しなければならない。但しその事件が内地以外で起つたものについては、「都道府県」の文字の左側空欄に「内地外」と記入しなければならない。

前項の内地のうちには、戸籍法施行規則第六十一條の地域は含まない。

第七條 調査票の各欄のうち記入する事項のないときは、その標題(標題を細分したもの)のうち、記入漏れと間違われるものについては、その細分標題)に一本の斜線を引かなければならない。

第八條 調査票各欄のうち同一事項を記入する場合は「同上」、「同左」、「同右」等の如く省略せず、各別に記入しなければならない。

第九條 届出に記載がないか又は届書が不備のため、調査票の記入が出来ない場合には、その事由を調査票の備考欄に記入しなければならない。

第十條 数字は、すべてアラビア数字を用いて記入しなければならない。

第十一條 調査票に記入する際には届書各標題のアラ

ビア数字の番号欄の記載事項を調査票の標題にある同一番号の欄に移記しなければならない。

第十二條 記入文字は鉛筆(複写の場合に限る)、墨又は青インキをもつて楷書で明瞭に書かなければならない。

第二節 出生票

第十三條 出生票各欄の記入方は前節各條によるほか、なお左の各号によらなければならない。

- 一 (1)子の男女の別、氏名及び嫡出子か否かの別
- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

①出生の年月日 出生の時間が午前の場合には(午前)の如く該当する文字を円で囲むこと。

②出生の場所

(イ)上欄は、都道府県郡市区町村名まで記入すること。

(ロ)下欄は、(イ)の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、更に出生の場所が病院、診療所又は妊産婦預り所である場合に限り括弧内にその名称を記入すること。

(ハ)「出生まで母が引き続きその市区町村にいた期間」は、市区町村を単位として計算するから、同じ市区町村内で住所を移轉した場合は、その期間をすべて通算すること。

一箇月に満たない場合は何日と記入し、一箇月以上の場合は何箇月又は何年何箇月と記入し、不要の文字に一本の斜線を引くこと。

四(4)出生当時の母の住所地

(4) 都道府縣郡市区町村名まで記入すること。

(a) 「出生まで引き続きその市区町村に住んでいた期間」は、三号の(イ)に準じて記入すること。

五(5) 同じ母の出産した児の数 「人」、「人」、「胎」の文字の左側空欄に又「計」の文字の右側空欄にそれぞれ該当する数字を記入すること。

六(6) 出生に立ち会つた者 (イ) 胎前 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、「氏名欄」に立会者の氏名を記入すること。

何人も立ち会わなかつた場合は、標題に一本の斜線を引きその理由を備考欄に記入すること。

七(7) 父母の出生地

(8) 父母の出生の年月日

(9) 出生当時の父母の職業 昭和二十二年の臨時國勢調査に用いた職業分類表の小分類に記入すること。

八(8) 父母の結婚式の年月日 婚姻の届出をした日ではなく、事実上の結婚式を挙げた日を記入すること。

九(9) 父母の婚姻届直前(婚姻届出をしないときは子の出生当時)の本籍又は國籍

十(10) 妊娠月数及び母の氏名 「箇月」の文字の左側空欄に月数を記入し、「氏名欄」に母の氏名を記入すること。

十一(11) 多胎 例えは、二た兒の場合は (イ) 一胎 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、次にその子が第一兒である場合は (ロ) 第二胎

の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、更に他の兒も出生して男子であつたとすれば「出生一人内男一人」の如く記入すること。

十二(12) 出生兒の母と兒の健康状態及び主要所見

(イ) 出生兒の体重については「瓦奴」の左側空欄に、その数字を移記し、瓦の如く該当する文字を円で囲むこと。

(ロ) 妊娠中の血液検査については、(イ) 胎前 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

十三(13) 届出人の住所氏名 都道府縣郡市区町村番地まで記入し、「氏名欄」に届出人の氏名を記入すること。

第三節 死亡票

第十四條 死亡票各欄の記入方は、第一節各條によるほか、なお左の各号によらなければならない。

一(1) 本籍又は國籍

二(2) 男女の別及び氏名 (イ) 姓 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、「氏名欄」にその氏名を記入すること。

三(3) 死亡の年月日 死亡の時間が午前の場合には、(イ) 午前 の如く該当する文字を円で囲むこと。

四(4) 死亡の場所 (イ) 上欄は、都道府縣郡市区町村名までを記入すること。

(ロ) 下欄は、(イ) 胎前 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、更に死亡の場所が病院 診療所又は妊産婦預り所である場合に限り括弧内にその名称を記入すること。

(イ) 死亡まで引き続きその市区町村にいた期間」は市区町村を單位として計算するから、同じ市区町村内で住所を移轉した場合は、その期間をすべて通算すること。

一箇月に満たない場合は何日と記入し、一箇月以上の場合は何箇月又は何年何箇月と記入し、不要の文字に一本の斜線を引くこと。

五(5) 死亡当時の住所

(イ) 都道府縣郡市区町村名までを記入すること。

(ロ) 「引き続きその市区町村に住んでいた期間」は、四号の(イ)に準じて記入すること。

六(6) 発病当時の住所 都道府縣郡市区町村名まで記入すること。

七(7) 出生の年月日 死亡者の生存期間が二十四時間以上であつた場合は、「出生後二十四時間内に死んだ場合はその生存期間」の文字に一本の斜線を引くこと。

八(8) 出生地

九(9) 満六歳未満の死亡者の身分 (イ) 養子 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

嫡出でない場合は (ロ) 養子 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、「嫡出でない子」の文字を円で囲む必要はない。

十(10) 配偶の關係 (イ) 配偶 の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

この欄の配偶關係は法律上の婚姻を意味する。

十一(11) 生存配偶者の出生の年月日

前項の配偶関係が有配偶の場合に限りこの欄に記入すること。

その他の場合は、標題に一本の斜線を引くこと。

三(2)死亡者の職業 昭和二十二年の臨時國勢調査に用いた 職業分類表の小分類によつて記入すること。

三(3)家計の主なる職業

三(4)死亡の種類 ①瀕死の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

外因死の場合は ②「公」の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと、「外因死」の文字を円で囲む必要はない。

三(5)死亡の原因 医学的専門事項であるから、届書の該当欄の記載事項を特に忠実に移記すること。

該当事項のない場合は、細分標題に一本の斜線を引くこと。

六(6)外因死の追加事項

④この欄は外因死の場合に限つて記入すること、従つて外因死でない場合は、「(6)外因死の追加事項」の文字に一本の斜線を引くこと。

⑤「傷害発生」の年月日は傷害発生時間が午前の場合、(午)の如く該当する文字を円で囲むこと。

⑥「傷害発生」の場所の上欄は、都道府縣郡市区町村名までを記入し、下欄は ①「公」の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、職場又は公共の場所の場合は ②「公」又は

⑦「公」の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲む、「職場又は公共の場所」の文字を円で囲む必要はない。

⑧「外因死の手段又は種類」は、その空欄に該当する事項を記し、⑨「公」の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

七(7)届出人の住所氏名 都道府縣郡市区町村番地まで記入し、「氏名欄」に届出人の氏名を記入すること。

八(8)医師の住所氏名 都道府縣郡市区町村までを記入し、「氏名欄」に医師の氏名を記入すること。

第四節 死産票

第十五條 死産票各欄の記入方は、第一節各條によるほか、なお左の各号によらなければならない。

一(1)男女の別 ⑩「男」の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。なお本欄には「不詳」の項目があることに注意すること。

二(2)死産の年月日 死産のあつた時間が午前の場合、(午)の如く該当する文字を円で囲むこと。

三(3)妊娠月数 「箇月」の文字の左側空欄に月数を記入すること。

四(4)多胎 例え、三つ児の場合は ⑪「三」の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、次にその児が第二児である場合は ⑫「二」の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、更に他の二人の児の内一人は出生の男であり、他の一人は死産の女であつたとすれば「出産一人内男一人」「死産一胎内女一胎」の如く記入すること。

五(5)出産発來の自然人工別 ⑬「自然」人工別自然の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

人工妊娠中絶の場合は、⑭「中絶」の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、「人工妊娠中絶」の文字を円で囲む必要はない。

六(6)死産の原因 ⑮「医学的専門事項であるから、届書の該当欄の記載事項を特に忠実に移記すること。該当事項のない場合は、細分標題に一本の斜線を引くこと。

⑯「妊娠中の血液検査については、⑰「検査」の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲むこと。

(7)父母の出生年月日

(8)父母の出生地

(9)父母の婚姻届直前の本籍又は國籍(婚姻届をしないときはその死産當時)

(10)父母の職業

(11)昭和二十二年の臨時國勢調査に用いた、職業分類表及び産業分類表の小分類によつて記入すること。

(12)母の欄には職業と産別とを併記すること。

七(11)死産の場所

①上欄は、都道府縣郡市区町村名までを記入すること。

②下欄は、①「公」の如く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、更に死産の場所が病院 診療所又は妊娠婦預り所である場合に限

り括弧内にその名称を記入すること。

イ「死産まで母が引き続きその市区町村にいた期間」は、市区町村を単位として計算するか  
ら、同じ市区町村内で住所を移轉した場合  
は、その期間をすべて通算すること。

一箇月に満たない場合は何日と記入し、一  
箇月以上の場合は何箇月又は何年何箇月と記  
入し、不要の文字に一本の斜線を引くこと。

八(母)の住所地

①都道府縣郡市区町村名までを記入すること。

イ「死産まで引き続きその市区町村に住んで  
いた期間」は、七号のイに準じて記入するこ  
と。

九(死産兒)の嫡否 死産兒の嫡否とは、その死産兒  
が生きて生れたとしたならば嫡出子となるべき  
ものであつたか否かの区別である。この区別に  
従つて 露庄(一)の如く該当する文字の頭にある  
数字を円で囲むこと。

十(同じ母の出産した兒の数)「人」、「人」、「胎」、  
「胎」、「胎」の文字の左側空欄に、又「計」、「計」  
及び「合計」の右側空欄に、それぞれ該当する数  
字を記入すること。

十一(死産に立ち会つた者)「露庄」の如く該当する  
文字の頭にある数字を円で囲み、「氏名欄」に立  
会者の氏名を記入すること。

何人も立ち会わなかつた場合は、標題に一本  
の斜線を引き、その理由を備考欄に記入するこ  
と。

十二(添附書類の区分)「露庄」の如く該当する

文字の頭にある数字を円で囲むこと。

十三(届出人の住所氏名) 都道府縣郡市区町村番地ま  
で記入し、「氏名欄」に届出人の氏名を記入する  
こと。

第五節 婚姻票

第十六條 婚姻票各欄の記入方は、第一節各條による  
ほか、なお左の各号によらなければならない。又内  
容には事実上の結婚に属する事項が少くないから、  
特に注意すること。

一(1)本籍又は國籍

二(2)氏名 入籍前の氏名を記入すること。

三(3)出生の年月日

四(4)婚姻の種類 ①「中」の如く該当する文字の  
頭にある数字を円で囲むこと。

五(5)結婚式の挙行地及び年月日

①「挙行地」欄は、都道府縣郡市区町村名までを  
記入するのであるが、結婚式を挙げた当時の  
行政区劃によつて記入しても差支ない。

②「年月日」欄で年、月及び日の内不明のものが  
ある場合は、該当の箇所に「不詳」又は「不明」  
と記入すること。

六(6)結婚式直前の住所地

①都道府縣郡市区町村名までを記入すること。

②「引き続きその市区町村に住んでいた期間」  
は、市区町村を単位として計算するから、同  
じ市区町村内で住所を移轉した場合は、その  
期間をすべて通算すること。

一箇月に満たない場合は何日と記入し、一  
箇月以上の場合は何箇月と記入し、不要の斜

字に一本の斜線を引くこと。

七(7)婚姻関係

①「露庄」の如く該当する文字の頭にある数  
字を円で囲み再婚の場合は、②「再婚」の如  
く該当する文字の頭にある数字を円で囲み、  
「再婚」の文字を円で囲む必要はない。

③「直前の婚姻の解消の年月日」及び「前婚解消  
の度数」欄に該当事項のない場合は、初婚の  
場合を除きその標題に一本の斜線を引くこ  
と。

④「前婚解消の度数」は法律婚の度数を「死別一  
回」の如く記入すること。

八(8)結婚式直前の職業 昭和二十二年の臨時國勢調  
査に用いた、職業分類表の小分類によつて記入  
すること。

九(9)出生地

十(10)教育程度 ①「露庄」の如く該当する文字の頭  
にある数字を円で囲むこと。又中等学校以上の  
中途退学は、一階級下の区分に該當せしむるこ  
と。

十一(11)父母の出生地

第六節 離婚票

第十七條 各婚票各欄の記入法は、一節各條によるほ  
か、なお左の各号によらなければならない。

一(1)氏名 離婚届出直前の氏名を記入すること。

二(2)出生の年月日

三(3)離婚の種類 ①「露庄」の如く該当する文字  
の頭にある数字を円で囲むこと。

四(4)離婚当時の住所地

⑦都道府縣都市町村名までを記入すること。

⑧「引き續きその市区町村に住んでいた期間」

は、市区町村を単位として計算するから、同

じ市区町村内で住所を移轉した場合は、その

期間をすべて通算すること。

一箇月に満たない場合は何日と記入し、一

箇月以上の場合は何箇月と記入し不要の文字

に一本の斜線を引くこと。

五(五)職業

六(六)教育程度 ①「~~米~~」の如く該当する文字の頭

にある数字を円で囲むこと。又中学校以上の中

途退学は、一階級下の区分に該当せしめるこ

七(七)出生地

八(八)結婚式の挙行地及び年月日

①「挙行地」欄は、都道府縣都市区町村までを記

入するものであるが、結婚式を挙げた当時の

行政区劃によつて記入しても差支ない。

②「年月日」欄で年、月及び日のうち不明のもの

がある場合は、その該当の箇所に「不詳」又は

「不明」と記入すること。

九(九)婚姻届出の年月 年月までを該当欄に記入、

日を記入する必要はない。

十(十)婚姻届出当時の本籍又は國籍

①同居を止めた年月日及び離婚回数(この離婚を

含む)離婚回数の記入は、法律婚によること。

②夫婦間に生れた子の数 この離婚をする夫婦の

間に生れた子の数を記入すること。

合は、「離婚当時生存する満十八歳未満の子」の

文字に一本の斜線を引くこと。

③「調停又は裁判を請求した年月日及びその請求者

請求者の記入は、~~米~~の如く該当する文字

の頭にある数字を円で囲むこと。

④離婚の年月日 「協議離婚受理年月日」は、欄外

右上部の届書受付の年月日から移記すること。

⑤協議離婚届出の場所並びに調停又は裁判確定の

場所 都道府縣都市区町村まで記入すること。

⑥判決による離婚の理由(民法第七百七十條第一

項各号) ①~~米~~の如く該当する文字の頭

にある数字を円で囲むこと。

### 第七節 棄兒の就籍及び失踪並びに死亡 確認による除籍の場合の人口動 態調査票

第十八條 人口動態調査令施行細則第一條第二項、第

三項又は第四項により作成された調査票には、その

備考欄にそれぞれ「棄兒」、「失踪」、「死亡確認」と明

瞭に記入すること。

### 第三章 人口動態調査票送付票、人口動態 統計月報及び人口動態調査票送致

#### 目録

#### 第八節 人口動態調査票送付票

第十九條 人口動態調査票送付票(以下送付票とい

う)の記入方は、左の各号によらなければならない

い。

一 右側欄外「昭和 年 月 日」欄には、調査票送

付の年月日を記入すること。

二 上部欄外「役場符号」欄には、厚生大臣の指定し

た当該市町村の番号を記入すること。

#### 三 上部欄外 「都道府縣 府縣都市町村」欄

には調査票を作成した都

道府縣都市町村名を記入し、当該市区町村の役

所、役場印を押捺すること。

四 調査票は一件につき二枚づつ作成されているか

ら調査票枚数欄には送付する調査票の総枚数を記

入すること。

五 該当事項のないときは、枚数欄に平仮名で「な

し」と記入すること。

六 二日以上以上の調査票を一括送付する場合は、備考

欄に各票毎の日別内訳数を記入すること。

第二十條 市町村の廢置分合又は境界変更のあつた場

合は、人口動態調査事務の引継ぎを受けた市町村で

は引継ぎを受けた調査票に基づき送付票を作成し、廢

置分合又は境界変更の年月日及び廢置分合又は境界

変更の相手方である市町村名を備考欄に記入しなけ

ればならない。

第二十一條 市町村が單にその名称を変更した場合又

は、村が町になり、若しくは町が市になつた等の場

合には、前市町村名及びその変更のあつた年月日を

備考欄に記入しなければならない。

#### 第九節 人口動態統計月報

第二十二條 人口動態統計月報(以下月報といふ)の

記入方は、左の各号によらなければならない。但し

その保健所管内の全市町村の分を集計した月報に

は、各表上欄の「市町村名」の文字に一本の斜線を引

くこと。

一 上部欄外「昭和 年 月 日」作成欄には、月



報を作成した年月日を記入すること。

二 上部欄外「都道府県 郡 市 町 村」保健所欄には、月報を作成した保健所の所在地及び保健所名を記入し、当該保健所の印を押捺すること。

三 各表上欄の「保健所名」欄には、この月報を作成した保健所名を記入すること。

四 各表上欄の「市町村名」欄には、その月報に該当する市区町村名を記入すること。

五 各表標題の右括弧標題の「昭和 年 月分」の記入は、保健所が調査票を受理した年月を記入すること。

六 各表の計数は、市町村別に作られた人口動態統計日計表の当該欄から、それぞれ移記すること。

第十節 人口動態調査票保健所送致目録

第二十三條 人口動態調査票保健所送致目録（以下保健所送致目録という。）の記入方は、左の各号によらなければならない。

一 標題上部（一枚の内第 号）には、保健所送致目録が一枚の場合でも（一枚の内第一号）と記入すること。

二 標題括弧内の「昭和 年 月分」には、調査票の調査月を記入すること。

三 欄外「保健所符号」欄には、厚生大臣の指定した当該保健所の番号を記入すること。

四 欄外「都道府県 郡 市 町 村」保健所欄には、この保健所送致目録を作成した保健所の所在地及び保健所名を記入し、その保健所の印を押捺すること。

五 欄内「市区町村名」欄には、その保健所の所管する市区町村名を記入すること。但し、一つの市を

二つ以上の保健所が所管する場合は、「何々市の内何々区又は何々町」と該当する区又は町名を記入すること。

六 欄内「役場符号」欄には、厚生大臣の指定した市町村の番号を記入すること。

七 該当事項のないときは、「枚数」欄に平仮名で「なし」と記入すること。

第二十四條 市町村の廢置分合又は境界変更のあつた場合、市町村が單にその名称を変更した場合又は村が町になり、若しくは町が市になつた等の場合は、所管保健所長は、市町村から提出送付票備考欄の記入に基いて、保健所送致目録の備考欄に、次の事項を記入しなければならない。

一 市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合は、当該市町村の備考欄に、「何年何月何日何村が何町に合併」又は「何年何月何日何村の何が境界変更」等の如く記入すること。

二 市町村が單にその名称を変更した場合又は村が町になり、若しくは町が市になつた等の場合は、当該市町村の備考欄に、「何年何月何村が何村と名称変更」又は「何年何月何日何村が何町となる」等の如く記入すること。

第十一節 人口動態調査票府縣送致目録

第二十五條 人口動態調査票府縣送致目録（以下府縣送致目録という。）の記入方は、左の各号によらなければならない。

一 標題上部（一枚の内第 号）の箇所には、たとえ

送致目録が一枚の場合でも「一枚の内第一号」と記入すること。

二 標題括弧内の「昭和 年 月分」には、調査票の調査月を記入すること。

三 上部欄外「都道府縣名」の箇所には、この府縣送致目録を作成した都道府縣名を記入し、都道府縣の印を押捺すること。

四 「保健所符号」欄及び「保健所名」欄は、一保健所毎に管轄市区町村の数により一線をもつて翻し慣用の順序により所管保健所名及び市区町村名を記入すること。

五 「保健所符号」欄及び「役場符号」欄には、厚生大臣の指定した番号を記入すること。

六 該当事項のないときは、「調査票枚数」欄に平仮名で「なし」と記入すること。

第二十六條 この訓令では、市町村には東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区を、市町村長には、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区長を含み、又この訓令の中に市区町村として特に市町村と併せて掲げてある区は、東京都、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市の区をいう。

附則

この訓令は昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

昭和二十一年内閣訓令第五号人口動態調査調票及び送致目録作成手続はこれを廢止する。